

令和5・6・7年度(物品・委託・その他) 岐阜市競争入札参加資格審査申請書 合併・事業承継等提出要領

この要領において、入札参加資格を得ることができる者は、現在、岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されている者を合併又は分割等による事業承継を受け、新たに登録する者（以下、「事業承継先」という。）のみです。合併又は分割等により消滅する者（以下、「事業承継元」という。）が岐阜市と契約中の事業があり、その事業を承継するためにはこの要領にもとづき新たに岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

記

1 申請資格

現在、岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されている者を吸収合併又は分割等により事業承継を受けており、契約書等で承継内容が明記されていること。

次のいずれかに該当する場合は、申請する資格がありませんので注意してください。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、又は破産手続開始決定を受け、復権を得ていない者。
- (2) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団員等。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立がなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者。
- (5) 下記について未納の徴収金がある者。
 - ① 本店（委任する場合は受任先となる支店若しくは営業所等）の所在地の市町村税等。
 - ② 消費税及び地方消費税。

2 申請方法

①もしくは②の方法により申請してください。

書類に不備又は不足がある場合は登録することができません。

やむを得ず持参される場合、窓口での受付業務は行いますが、書類審査は受付時に行いませんのであらかじめご了承ください。

① オンラインによる申請

「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からインターネットでのオンライン申請により受け付けます。「別表1 提出書類一覧」より必要な書類を確認のうえ事前に取得・作成し、PDF、画像ファイル等で用意してください。

※入力フォーム

「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」

商業登記電子認証なし <https://logofom.jp/form/BcLm/239281>

商業登記電子認証あり <https://logofom.jp/form/BcLm/259558>

※電子ファイルを添付する場合は1つの書類について10MB、全ての書類をあわせて100MBまでとしてください。

※オンライン申請の受信の確認に関するお問合せには応じかねます。送信完了後に届く「送信完了メール」を必ず保存してください。申請状況はメール記載のURLで随時照会できます。

※別紙、「競争入札参加資格審査オンライン申請の手引き」をご覧ください。

② 郵送による申請

「別表1 提出書類一覧」の書類一式をご提出ください。

※書類は最新の様式を使用してください。

※競争入札参加資格審査申請書に添付する書類は、A4版にして提出してください。

※書類の到着に関するお問合せには応じかねます。到着の有無について確認したい場合は、あらかじめ配達記録が分かる方法で郵送するなどの対応をお願いします。

※申請書等は、岐阜市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005676/1005680.html>)

3 受付場所及び問い合わせ先

岐阜市役所 11階 行政部契約課

電話 (058)265-3893 (直通)

(9時から正午まで及び13時から17時まで 土日祝日を除く。)

4 資格の有効期間 受付後審査完了日～令和8年3月31日

5 審査結果の通知

提出された申請書を審査し、資格及び要件を備えていると認める方を、令和5・6・7年度岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録します。

なお、登録された方に対して、結果を審査完了後に通知します。（審査には2週間程度時間がかかります。）

また、登録された方は契約課備え付けの同名簿及び岐阜市ホームページ（岐阜市ホームページアドレス (<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005574/1005591.html>)）にも審査完了日の翌月から掲載されます。

6 その他注意事項

(1) 合併又は分割等により消滅する者が岐阜市と契約中の事業がある場合には、その事業を承継する者は岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録した後、別途契約承継の手続きを行う必要があります。（岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されれば、自動的に契約承継されるわけではありません。）

(2) 提出書類に、虚偽の事項を記入した場合、又は「1 申請資格」の(1)から(5)のいずれかに該当したことが確認できた場合は入札参加資格を取り消すことがあります。そのため必要に応じて登録後も納税証明書、資格証明書、その他必要な書類の提示を求められます。

(3) 提出書類の内容や営業実態などの確認のため、現地調査を行うことがあります。

- (4) 申請書提出後に変更が生じた場合には、速やかに変更届(指定用紙)を提出してください。
- (5) 物件の製造及び買入れその他(測量・建設コンサルタント等を除く業務委託及び売払い等)の案件の入札では現在電子入札は行っておりませんので、入札は紙入札となります。また、指名通知書及び契約書等必要な書類については郵送を行っておりませんので、契約課窓口までお越しいただく必要があります。

<あて先及び郵送の際の注意事項>

下記のように、あて先の下に「競争入札参加資格審査申請書(物品・委託・その他)書類 在中」と必ず記入してください。

よろしければ下記を切り取ってそのまま貼り付けてご利用ください。

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 行政部契約課用度係 行

競争入札参加資格審査申請書(物品・委託・その他)書類 在中